

経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない世帯への 簡易チューナーの無償給付などの支援について

社会福祉事業施設の皆様にご協力いただきたいこと

地上デジタル放送をご覧になるための支援について

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送がまだご覧になれない方に対して、簡易な地上デジタル放送対応チューナー（以下、簡易なチューナー）の無償給付などの支援を行います。（詳しくは裏面をご覧ください。）

支援の対象者について

支援の対象となるのは、次のいずれかに該当し、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯です。

生活保護などの公的扶助を受けている世帯

障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯

社会福祉事業施設に入所されている方で、自らテレビを持ち込まれている方

既に地上デジタル放送がご覧になれる世帯は、支援の対象としていませんのでご注意ください。（共同受信施設などで平成21年4月以降に工事を行った場合は、支援の対象となることがあります。）

つきましては、次の点についてご協力いただけないでしょうか。
何とぞよろしく申し上げます。

(1) 支援の情報提供にご協力ください。

貴施設の入所者の方に、総務省が地上デジタル放送をご覧になるための支援を行っていることをお知らせ下さい。（チラシの配布、館内放送、お声がけなど）

今回の支援を受けるためには、NHKと放送受信契約を結ぶこと、放送受信料の全額免除の手続きが必要なこと、施設を通じて、個々の入所者の方から申し込みいただく必要があることをお知らせください。（支援を受けるには申込みが必要です。）

支援の資料として、配布用のチラシのほか、パンフレットなどを用意しています。（点字や拡大文字のパンフレットもあります。）必要な場合には、裏面の「総務省 地デジチューナー支援実施センター」までお問い合わせください。

(2) 支援の申込書の取りまとめにご協力ください。

施設の入所者の方の申込みに当たっては、簡易なチューナーの設置工事などの関係上、基本的に施設単位での申込みをお願いしたいと考えております。申込書の取りまとめをお願いします。

申込書は、「総務省 地デジチューナー支援実施センター」から送付します。貴施設に申込書や関係資料をお送りしますので、恐縮ですが必要部数を裏面のお問い合わせ先までお知らせください。（お取り寄せいただく必要があります。）

(3) NHKとの放送受信契約・全額免除手続きにご協力下さい。

今回の支援を受けるには、NHKとの放送受信契約及び全額免除手続きが必要になります。（入所者の方個々に必要です。）

NHKとの放送受信契約・全額免除のための書類等は、(2)の申込書類に同封してお送りします。

貴施設の職員や長の方に、入所者の方の放送受信契約書兼放送受信料免除申請書のとりまとめをお願いします。

支援の内容について

簡易なチューナーを無償で給付します（テレビは給付しません）。

簡易なチューナーを無償で給付することにより、現在ご利用中のテレビ（アナログテレビ1台）で地上デジタル放送をご覧になれます。

簡易なチューナーは、基本的に入所者の方の部屋にお伺いして、設置と操作説明を行います。（部屋への訪問を希望されない場合は、簡易なチューナーの配布のみとなり、入所者の方ご自身で設置していただくこととなります。）

デジタル化のための改修などで特別な負担金がある場合は、その費用を負します。

貴施設で、地上デジタル放送受信のための共同受信施設またはケーブルテレビの改修等に際して、個々の入所者の方に特別な負担金がある場合には、その費用を応分の範囲内で負担します。

より詳しい内容については、「総務省 地デジチューナー支援実施センター」までお問い合わせ下さい。

支援の受付期間について

平成21年10月1日～平成12月28日（消印有効）[平成21年度分]

「総務省 地デジチューナー支援実施センター」（運営団体：株式会社エヌ・ティ・ティエムイー（NTT-ME））が、上記の日程で、支援の申込みの受付を行います。

特に注意していただきたい点について

施設の入所者の方全員が支援の対象ではありません。自らテレビを持ち込まれていて、個々にNHKと放送受信契約を結び、全額免除を受けている方が対象です。また、支援はひとり1回（1台）限りです。

食堂、レクリエーションルーム等にある施設共用のテレビは支援の対象外です。

入所者の方が既にNHKと放送受信契約をされている場合も、今回の支援に際して改めて放送受信契約及び全額免除手続きをお願いします。（事務手続きを円滑に進めるため）

入所者の方ご本人による申込書等の記入が難しい場合は、代筆等のサポートをお願いできると助かります。

地上デジタル放送をご覧になるための支援です。BS放送など、他の放送は支援の対象外です。

施設の皆様にお願ひしたいことは、（1）支援の情報提供、（2）支援の申込書の取りまとめ、（3）NHKとの放送受信契約・全額免除手続きとなります。

地上デジタル放送受信のための支援に関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター <http://www.chidejishien.jp>

電話（ナビダイヤル）：0570-033840 または、FAX：044-966-8719

上記の番号が利用できない場合は 電話：044-969-5425

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時（土・日・祝日は午前9時～午後6時）

NHKの放送受信契約や免除に関する問い合わせ先

NHK 視聴者コールセンター <http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

電話（ナビダイヤル）：0570-000588 または、FAX：044-888-4340

上記の番号が利用できない場合は 電話：044-871-8441

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時（土・日・祝日は午前9時～午後6時）